平成２２年（フ）第４２号
長崎県佐世保市勝海町133―６　蜂屋アパート201号室
債務者　小田　芳江
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月21日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第１１６号
愛知県高浜市湯山町４丁目７番地２　２―401
債務者　吉浦　良子
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月17日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第６１１号
神奈川県茅ヶ崎市浜之郷723番地４　ハイツつるみね106
債務者　奥間　政則
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２２９号
東京都八王子市泉町1372番地市営住宅泉町団地２－２―31号
債務者　河野　理砂
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月２日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第３０４号
東京都稲城市百村1055番地
債務者　三上　明美
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月２日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第３０８号
東京都立川市上砂町５丁目66番地の２パピヨン伍番館武蔵砂川402号
債務者　小山　理恵
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月３日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第３１４号
東京都立川市富士見町７丁目17番15号
債務者　茂木　和子
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月３日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第４５号
岡山県苫田郡鏡野町円宗寺1388番地３
債務者　居森　正憲
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月10日午後１時10分
岡山地方裁判所津山支部

平成２１年（フ）第１０１７号
静岡県静岡市葵区田町６丁目50番地
債務者　土橋　正樹
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月31日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１０１９号
静岡県焼津市田尻3168番地の11、旧住所静岡県焼津市小川新町４丁目３番39号
債務者　豊島とし子
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月31日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続廃止

平成２０年（フ）第２４１３２号
東京都東村山市萩山町２丁目６―10
破産者　吉川　清宣
1　決定年月日　平成22年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第２４１３３号
東京都東村山市萩山町２丁目６―10
破産者　吉川　香織
1　決定年月日　平成22年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第７１７７号
東京都世田谷区下馬６丁目36―11、開始決定時の住所東京都目黒区大橋２丁目２－３－208
破産者　高松　茂夫
1　決定年月日　平成22年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第９０９０号
東京都江東区亀戸２丁目７番13号
破産者　株式会社ピー・シー・アイ・パシフィック
1　決定年月日　平成22年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第９２６５号
埼玉県さいたま市浦和区上木崎２丁目13―12
破産者　馬場　康彦
1　決定年月日　平成22年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４１８９号
神奈川県横浜市鶴見区北寺尾７丁目25―９―202
破産者　沼澤　勇二
1　決定年月日　平成22年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５８７４号
東京都練馬区豊玉北５丁目４―15、開始決定時の住所東京都練馬区小竹町１丁目75―３
破産者　伊藤　隆美
1　決定年月日　平成22年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部